



総務 災害派遣業務に従事したときに 支給する特殊勤務手当の新設

市外で発生または発生のおそれのある重大な災害現場に、消防組織法に基づき派遣され救助活動等に従事する消防職員へ支給するため、条例の一部を改正し、特殊勤務手当を新設する。

(主な質疑と答弁)

問：著しく危険な災害現場での作業とは。また、これまで緊急消防援助隊としての派遣実績はあるか。

答：災害対策基本法等による避難指示区域や立入禁止区域などでの活動を想定している。緊急消防援助隊として過去に4回の派遣実績があり、今回新設する特殊勤務手当のような手当の支給はなかった。2月26日に大船渡市で発生した林野火災への派遣から遡及適用する。

文教 福祉 福島型給食推進事業の拡充

食材費等の高騰対策として、子育て世帯の負担を増やすことなく、質や量、栄養バランスのとれた給食を提供するため、小中学校等の児童生徒、約17,600人を対象に、福島型給食推進事業による給食1食あたりの支援額を小学生は130円から175円と45円増額し、中学生は130円から180円と50円増額する。

(主な質疑と答弁)

問：支援額の増額の内訳は。

答：前回単価を改正した令和5年と令和7年の1食当たりの単価を比較して、特に、ごはん等の主食では、小学校が24円余、中学校は28円余、牛乳では、小中学校とも14円余値上がりしており、主食、牛乳、副食の値上がり合計額分を支援する。



経済 民生 福島市企業立地促進助成制度

福島市企業立地促進条例に基づき、本市の立地企業に対する奨励措置として「用地取得助成金」「操業奨励助成金」「雇用奨励助成金」「転入支援助成金」を交付する。

(主な質疑と答弁)

問：操業奨励助成金について、対象となる固定資産税額が土地評価額の上昇などで変動した場合、助成額が変わる可能性はあるか。

答：操業奨励助成金は、固定資産税額に相当する額を助成するもの。固定資産税は3年に一度の評価替えがあるため、土地を含めた評価額の変動があれば、助成額も変動する。ただし、工場施設などは一般的に減価償却により徐々に減額となることがほとんどで、土地についても評価額の大きな変動等はないため、助成額に大きな変動はない。

建設 水道 まちなか立地集積支援事業

都市機能を誘導し、効率的なまちづくりと密度の高いまちの形成により、さらなる投資を呼び込み、まち全体の活性化につなげていくため、市が指定する都市機能施設の整備をまちなかで行う者に対し、費用の一部を支援する。

(主な質疑と答弁)

問：現時点での交付決定件数は1件だが、その他の申請等の状況について。

答：交付決定済みの事業者のほか、7～8件ほどの問い合わせがあり、そのうち3件について年度内の補助を想定している。それぞれの事業費が明確ではないため、申請額の積み上げではなく、交付決定済みの約1,600万円という実績をベースに3件分として、5,000万円の補正額を算出した。

